

平成 年 月 日

地方裁判所 御中

会長

保護命令申立に伴う裁判所の対応についての申入書

当弁護士会は御庁に対して、本人申立の保護命令申立事件に伴う対応に関して下記のとおり申し入れをいたします。

記

1 申入の経緯

御庁に対する本人申立にかかる保護命令申立の事件について、相談業務に従事しておられる県・市町村の担当職員より、次のような事例があるという報告が当弁護士会にありました。

- ① 申立書を提出する場合、窓口には一般人も含めて多くの方が出入りしていますが、申立人に対して一般の方もおられるその場で書記官が質問をしたという事例。
- ② 申立人が外国人、高齢者、事情がよく飲み込めない人の場合に、審尋の際に、裁判官から、専門用語や早口で質問され、返答に戸惑っていると、露骨に不機嫌な顔をされたり、しどろもどろで答えると「そういうことを聞いているのではない」と叱責されたりした事例。
- ③ 夫の暴力で怪我をした状態で申立をしているのに、審尋の際に、裁判官から、「話し合いができないのか」と言われ、申立人が裁判所に対し不信感をもった事例。
- ④ 資料提出の意味が説明されず、実際に入手が困難な資料の提出を求められたりして、結局提出できずに申立を取り下げた事例。
- ⑤ 初めて裁判所に来た65歳の高齢者に対し、審尋の際に、裁判官が、声高に質問したり、「包丁を突きつけられたくらいでは、暴行にあたらぬ。」

と言われて、しどろもどろの返答になり、結局申立を取り下げた事例。

2 申入事項

以上の点を踏まえて、御庁におかれましては次の点についてご配慮をお願いいたします。

① 申立書を裁判所に提出する際の対応について配慮を求めます。

理由： 保護命令申立の場合、申立人は配偶者または元配偶者等より日頃から暴力をふるわれ、配偶者らの目に脅えながら、勇気を振り絞り裁判所に申立をしております。

裁判所の対応如何によっては裁判所は怖いところだという印象を持たれかねないと考えます。さらに、夫婦のことについてはプライバシーの根幹に関わる問題であり、一般の窓口で質問をしたりされることはプライバシー権の侵害にもなりかねません。

そこで、保護命令申立の場合については、一般人のいない控室などの別室に移していただいた上で、申立書その他の書類について点検する等の配慮を求めます。

② 申立及び審尋の際に、県・市町村の担当職員の付添を認めていただくよう求めます。

理由： 申立人は配偶者または元配偶者より日頃から暴力をふるわれ、配偶者らの目に脅えながら、申立をしている現状であり、精神的に不安になっておられる場合ばかりです。

また、審尋の際にも、裁判官から初めて質問をされる場合がほとんどで、どのようなことを聞かれるのか不安になっておられます。これらのことが理由で、申立人に対して十分な事情聴取ができず、充実した審理ができないことも懸念されます。

そこで、申立人の精神的な不安を大幅に軽減できるように、また、県・市町村の担当職員を補助者として審理に役立てていただきたく、申立及び審尋の際に県・市町村の担当職員の付添を認めるよう求めます。

③ 補正及び審尋の際の配慮を求めます

理由： 前記1のとおり、補正の際に資料提出の意味が理解できなかった

たり、実際に入手困難な資料の提出を求められ結局申立自体を取り下げざるを得なくなった事例や、裁判官の質問に萎縮してしまった事例について報告を受けています。

そこで、本人申立にかかる保護命令申立事件については、書類の提出を厳格に求めず、診断書など必要最小限にとどめ、また、資料提出の意味についても申立人に分かりやすく説明していただく、審尋の際にも申立人にわかりやすく説明していただくなどの配慮を求めます。

④ 知的障害者・高齢者・外国人に対する配慮を求めます。

理由： 申立人が高齢者、外国人、事情がよく飲み込めない人の場合には、専門用語や早口による説明が理解できないこともあります。

申立人が高齢者・外国人であること、事情がよく飲み込めないことを理由に不利益を被るのでは、申立人の裁判を受ける権利(憲法32条)、両性の平等(同24条)について人権侵害となってしまうことは明白です。

そこで、県・市町村の担当職員の補助者としての付添を認めていただき、外国人については通訳を活用するとともに、分かりやすい言葉でゆっくり話していただく等の配慮を求めます。

以上